# 保全ニュース 九州 第15号 (2007年1月)

#### 目次

- ■2007年を迎えて
- ■建物点検コーナー(防火シャッター、非常用照明) ■保全業務支援システム2006データが確定しました
- ■ベビーシートについてのお知らせ
- ■営繕事務所だより(鹿児島営繕事務所)



官庁施設管理官 宮澤

年も改まり、日頃の保全業務遂行にご理解、ご協力をいただき、厚く御礼申し上げると共に、本年もよ ろしくお願い申し上げます。

昨今の暗い社会ニュースに触れますと、社会と人の心の荒廃が蔓延しているかのように映ります。時、 遡ること100年前、前の五千円札の顔である新渡戸稲造が英文で『武士道』を発表して、国内外に大反 響を巻き起こしたと言われています。当時の日本は、西洋の新しい価値観により、西洋化していく文明開 化の中にありました。日本人の宗教観とはの問いかけに、「日本人とは何か」を問い直そうとして、当時 失われてゆく日本の伝統精神を振り返り、『武士道』こそが日本人の精神的支柱なのだと、世界に紹介し たのです。『武士道』と言うと、一見いかめしいのですが、「騎士道」や「キリスト教」と比較しなが ら、勇気と忍耐、慈悲の心、さらに儒教の一派である陽明学の「知行合一」に触れて、単なる知識ではな く、行動を伴うことの大切さを説いています。

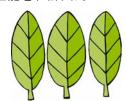


昨年、数学者藤原正彦著『国家の品格』が230万部のミリオンセラーと なったのも偶然ではないと思います。社会と人の心の荒廃を止めるためには、 まさに論理より情緒を取り戻すべきとの主張に、正義や心の優しさを求める日 本人の心に響いたのだと思います。思うに、百年を経ても、日本人の底流には 「無償」の行いに通じる血が流れているからではないでしょうか。

さて、保全業務も時の流れに無縁ではないので世相に触れましたが、話を保全フィールドに戻します と、17年度から、「保全業務支援システム」の本格運用が始まりました。皆様方のご協力のもと、18 年度保全実態調査のデータが昨年12月に確定しました。九州管内における調査実施施設は、約2000 施設でしたが、17年度に比べて項目すべてにおいて改善がなされました。因みに改善率を見ますと、施 設保全責任者の明確化が8%、保全計画書の作成が4%、保全の記録が4%、施設評点が14%といった 具合に、一歩一歩ではありますが、システムに"保全の心"が注入され始めているような手応えを感じま す。また、先頃、保全指導実施後に「保全指導書の通知」を当該施設の上部機関に送付させていただきま した。従来口頭で済ませていたものを文書化していくことにより、調査結果からの問題点が把握され、適 正な保全に反映されていくものと考えています。有効活用をしていただくようお願い致します。

ところで、昨年7月に、社会資本整備審議会建築分科会※における数回に亘る議論を踏まえた「国家機 関の建築物を良質なストックとして整備・活用するための官庁営繕行政のあり方について」の「建議」が 示されました。官庁営繕行政の基本的課題は、社会経済情勢等を踏まえ、多様な政策手段及び調達方式を 戦略的かつ柔軟に駆使して、各国家機関の機能に応じて必要とされる執務空間及び性能を、計画的か

つ安定的に確保し、維持することにあります。その中、国家機関の建築物の効果的 ・効率的な保全・運用を推進するために、「所有・利用形態に関わらず、個々の建 築物について保全の責任の所在を明確化し、修繕計画の立案や修繕費用の確保等の 適正化を図るよう指導、支援するとともに、その誘導手法を確立すべきである」旨 | | 求められています。小さなことからコツコツと、『心に響く保全』をめざして、保 全の適正化とストック全体の質の向上に取り組んで参ります。



ご指導、ご支援のほど、よろしくお願い申し上げます。

### 社会資本整備審議会建築分科会建議について

[国家機関の建築物を良質なストックとして整備・活用するための官庁営繕行政のあり方について] 社会資本整備審議会建築分科会において、一昨年8月に官公庁施設部会が設置され、国家機関の建築物の現 状と課題、今後の施策展開の方向性等について議論が行われました。その内容について、国土交通省のホーム ページに掲載されていますので、ご参照ください。(http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha06/14/140720\_.html)



# 建物点検コーナー

建築基準法及び官公庁施設の建設等に関する法律により、一定規模(例えば国家機関の事務所建築の場合は2階建て以上又は延べ床面積が200㎡を超えるもの)の建築物等の敷地・構造及び建築設備、昇降機について、資格者に定期的に点検させることが義務づけられています。詳しい内容は保全ニュース第10号に掲載していますのでご参照ください。

前号から、法定点検をはじめとした建物の点検について、シリーズでお知らせしています。本号は、 防火シャッターと非常用照明をクローズアップして解説します。

防

火

シ

ヤ

ツ

タ

\_\_



クローズアップ

### ◆火災時に煙や炎を遮断

#### シャッター下部に障害物を置かない

防火シャッターは火災が発生した時に煙や炎を遮断し、延焼や煙の拡散を防止するもので、3階建て以上の建物の階段室や吹き抜けの防火区画などに使われています。煙や熱を感知して自動で閉まるものであるため、「閉鎖を妨げるような障害物が置かれていないか」など日常の維持管理が必要です。

# ◆点検の方法と適切な保全

建築物点検マニュアルでは、シャッターの作動状態が良好か、

開閉時に異音がないかの作動確認や著しいさびがないかの目視確認、自動閉鎖式の場合、障害物を感知 し停止するなどの安全装置が正常に作動するか(安全装置がある場合)を作動確認することとなってい ます。ただし、自動閉鎖式の場合は専門的な技術を要する部分となりますので、通常、保守業者へのメ ンテナンス契約により点検が実施されています。

以前、小学校で点検中に防火シャッターが降下し、児童が挟まれる事故がありましたが、点検は利用者のいない時間にする、作業員を適切に配置させるなどの事故防止対策が必要です。また、平成17年12月の建築基準法施行令の改正により、新築の場合は「障害物感知装置」(自動閉鎖式の場合)の取り付けが義務付けされました。それ以前の防火シャッターにはこの装置は付いていませんが、既存にも取り付けが可能とのことですので、点検時の安全確保を含めメーカーや点検業者に相談してみるのもよいと思います。

非

常

用

照

明



クローズアップ

# ◆非常時に点灯、円滑な避難

非常用照明は停電時に点灯し、災害時の円滑な避難に資するものです。建築物点検マニュアルでは、非常用照明が点灯するか作動確認することとなっていますが、専門的な技術を要する内容もあるため、他法令(消防法、電気事業法)により確認することとなります。なお、点検項目は次のとおりですので、点検されていない場合は、これらの項目で点検を委託することをお勧めします。

#### ~日常できる点検はコチラ~

充電モニタ(点灯:正常、消灯:バッテリーが充電されていない。)





★点灯するか試してください→

<u>点検スイッチ</u>

- 〇 外観点検
  - 器具の破損、変形や腐食
  - ・電池内蔵形器具の電池の状態 (充電表示灯やバッテリーモニタによる)
- 〇 機能点検
  - ・非常灯の点灯確認(連続30分間以上) (電池内蔵形器具は、器具組込みの点検スイッチ操作) (電池別置形は、分電盤内の切替スイッチ操作)
- )照度測定
  - 規定時間内の最低照度確保 (白熱灯器具では 1 ルクス、 蛍光灯器具では 2 ルクス以上)
- 〇 予備電源確認
  - ・直流電源設備及び自家発電設備

点検スイッチを引いて点 灯しない場合はバッテ リー切れです。(バッテ リー寿命の目安は4~6 年)。 点灯しないバッテリーは

点灯しないバッテリーは 速やかに交換してくださ い。

# 2006元一タが確定しました」

保全業務支援システム BIMMS-N 平成18年度保全実態調査にご協力いただき誠にありがとうございました。保全業務支援システム(BIMMS-N)に入力していただいた平成18年度のデータのチェック・集計が完了し、12月4日から保全業務支援システム上で平成18年度のデータによる評価・分析が可能になりました。

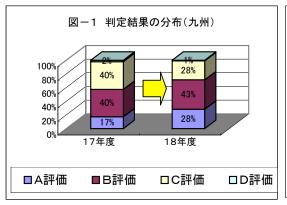
#### 九州管内の評価・分析結果について

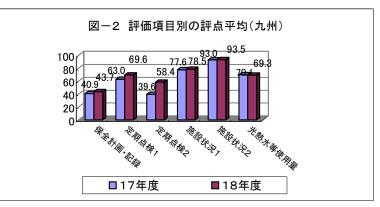


#### <u>平成17年度と比べ</u> 保全の評点が改善

「保全評価・分析機能」で、九州管内の宿舎を除く978施設の保全評点の状況を分析してみました。 保全評点は、保全実態調査の結果と効果をわかりやすく知る方法として、宿舎を除く施設について評点を 作成、また、各施設の総評点をA(良好), B(概ね良好), C(要努力), D(要改善)に分類し判定し ています。

判定結果は、図-1に示すとおり、CとDの割合が平成17年度から13.9%改善されました。評価項目別の評点平均は図-2に示すとおり、概ね各項目で昨年度から平均点が改善されています。しかし、保全計画・記録は、低い点数となっており改善が必要です。





※保全の評点の算出方法は、「国家機関の建築物等の保全の現況」(H18.5国土交通省大臣官房官庁営繕部)の20ページをご参照ください。 国土交通省ホームページ(http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha06/14/140522\_html)でダウンロードできます。

#### あなたの施設を自己診断、省エネ等に活用を



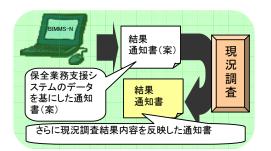
#### <u>・保全状況診断書</u> ・<u>ベンチマーク分析シート</u> を使ってみてください

保全業務支援システムにログインのうえ、「保全実態調査情報管理」の「保全実態調査評価・分析機能」で、「2006」年度で施設を検索すると、平成18年度の保全実態調査結果の評価・分析ができます。是非、保全状況診断書、ベンチマーク分析シートで自らの施設の自己評価を行い、保全状況の改善やエネルギー使用量の改善にお役立てください。なお、評価・分析機能の使い方は、保全ニュース九州(第14号)に掲載していますので、ご参照ください。

#### 保全に関する現況調査について



# <u>営繕部の技術職員が現況調査、調査結果</u>をお知らせします



九州地方整備局営繕部では、国家機関の保全に関する現況調査を 実施しています。現況調査対象施設については、事前に調査日時等 を調整、文書連絡のうえ現況調査を実施します。現況調査時は保全 業務支援システムのデータを基にした保全調査結果通知書(案)の 提示や保全に関する情報提供も行っています。また、現況調査終了 後、保全調査結果通知書を送付し、保全状況の改善等をお願いして います。官庁施設の施設管理者等で現況調査を希望される場合は、 事務局までご相談ください。

# ◆ベビーシートについてのお知らせ◆

#### ①該当製品か確認→②該当製品でがたつきや傾きあり→③使用を中止、すぐ連絡を

東陶機器株式会社より、お知らせがあり、折りたたみ式おむつ交換台(ベビーシート)の一部製品で、シート部のガタつきや傾きなどの異常が生じ、そのまま使用を続けた場合、ごくまれにシート部が破損する恐れがあることが判明したとのことです。下記の該当製品が設置されており、シート部のガタつきや傾きを発見された場合は、直ちに使用を中止し、下記のフリーダイヤルへ連絡して下さい。

#### ■商品の確認方法

品番:YKA21、YKA21R

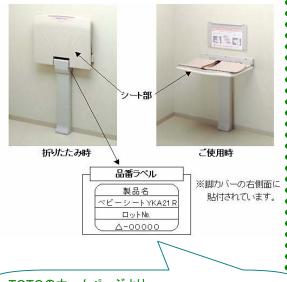
・脚カバーの右側面に「品番シール」が貼り付けています。(品番シールが貼り付けていない場合は、設置されている商品と写真とを見比べてご判断ねがいます。)

#### ■ご相談窓口

折りたたみ式おむつ交換台(ベビーシート)の点検に関するお問い合わせは、

TOTOのフリーダイヤル0120-772-741へ

受付時間: 9:00~18:00 (土、日、祝日を除く)



TOTOのホームページより http://www.toto.co.jp/News/20061108/index.htm

# ~営繕事務所だよい(3)~ 鹿児島営繕事務所



鹿児島合同庁舎外観

《地域の国家機関の皆様を支援する九州地方整備局の営繕事務所(長崎、熊本、鹿児島)からの情報を紹介しています。今回は「鹿児島営繕事務所」です。》

鹿児島営繕事務所は、JR鹿児島中央駅より北東へ約2kmの鹿児島合同庁舎に入居しています。

職員は技術職(8名)・事務職(4名)の合わせて12名の事務所です。 管轄地域は、鹿児島県及び宮崎県の全域で管内には多くの離島があります。 その範囲は南北約750kmにおよび230官署、146施設が広範囲に点 在しています。

当事務所では、施設の建設及び改修にかかる工事監理、それに伴う予算要求資料作成のお手伝い、並びに既存施設の保全等に関する相談や指導を行っていますので、お気軽に問い合わせ下さい。



H18保全連絡会議 (鹿児島)

【相談窓口】九州地方整備局 鹿児島営繕事務所 技術課 TEL/FAX:099-222-5188/099-222-5189

E-メールフト レス: kaei@qsr.mlit.go.jp



事 務 局

九州地方整備局営繕部 保全指導·監督室 保全指導係 元812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 TEL 092-476-3539 FAX 092-476-3488

E-メールアト レス hozen@qsr.mlit.go.jp

長崎営繕事務所 〒852-8024

技術課 TEL 095-861-5251 長崎市花園町26-11

熊本営繕事務所 〒862-0971 技術課 TEL 096-366-2200 熊本市大江3-1-53

鹿児島営繕事務所 技術課 TEL 099-222-5188 〒892-0816 鹿児島市山下町13-21